


申請・届け出が簡素化 年金手続き等の押印の省略


政府において対応が進められている「行政手続き上の押印廃止の方針」を受け、日本年金機構では、公的年金における各種手続きについて、令和2(2020)年12月25日以降、原則として押印の省略を実施しています。

押印が不要および押印欄が廃止となる主な申請・届書は次のとおりです。

不要・廃止 	本人の認印・事業主印 社会保険労務士の提出代行者印	年金請求書、資格取得届等
	金融機関の証明印(確認印) ※印は不要だが、証明(確認)は必要	年金請求書、 保険料口座振替納付申出書等
	第三者の証明印	年金請求書等
	医師または歯科医師の印	診断書
	委任者印・受領代理人印	委任状および委任欄
	訂正印	各種届書

※令和2年12月25日以降も、押印欄のある旧様式を使用できます。旧様式で提出される場合も押印は不要です。

ただし、金融機関へのお届け印や実印による手続き等については、引き続き押印が必要です。主な申請・届書は下記のとおりです。

必要 	金融機関へのお届け印	保険料口座振替納付申出書等
	市区町村長印	所得状況届
	委任者印・訂正印	年金分割の合意書請求用の委任状
	申請者印	扶養親族等申告書

申請・届書の新様式は、日本年金機構ホームページの [大切なお知らせ 2020年](#) でご確認ください。


令和3年度 算定基礎届事務説明会について


令和3年度の算定基礎届事務説明会は新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和2年度に引き続き会場での開催に代えて、日本年金機構ホームページに掲載した資料や動画を事業主様等にご覧いただくことにより実施する予定です。

なお、令和3年5月に日本年金機構ホームページに算定基礎届に関する資料や動画を更新のうえ、日本年金機構からのお知らせ(5月号)により事業主様へお知らせする予定です。

令和3年度も健診を受けましょう!

協会けんぽでは、加入者のみなさまの健康づくりの一環として、下記健診の費用の一部を補助しています。令和3年度の健診のご案内を順次お送りしていますので、案内を確認し、健診を受けましょう!

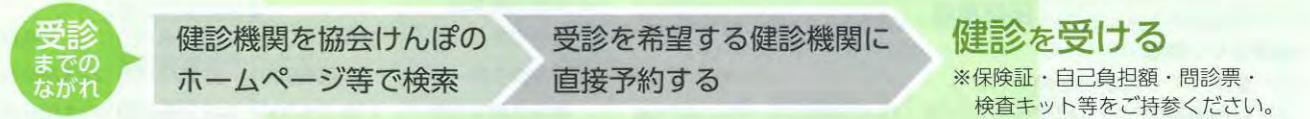
 **ご本人様向け** (対象者：35～74歳の被保険者)
生活習慣病予防健診のご案内 ⇒ 3月下旬頃、事業主様宛に送付

 **ご家族様向け** (対象者：40～74歳の被扶養者)
特定健診のご案内 ⇒ 4月上旬頃、ご自宅宛に受診券(セット券)等を送付

生活習慣病予防健診 (対象者：35～74歳の被保険者)

受診できる健診▼

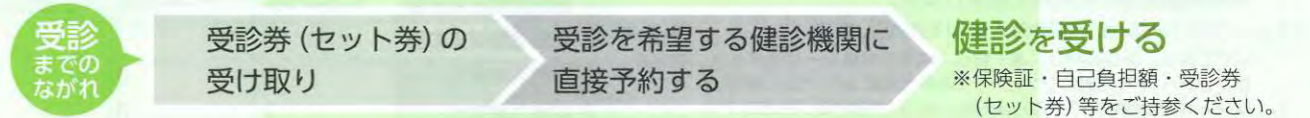
- 一般健診
- 子宮頸がん検診
- 付加健診
- 乳がん検診
- 肝炎ウイルス検査



特定健診 (対象者：40～74歳の被扶養者)

受診できる健診▼

- 基本的な健診(問診・身体計測・血糖検査・尿検査など)
- 貧血検査などの詳細な健診
(↑医師の判断により実施される項目です。)



健診の受診率はインセンティブ制度*の評価項目です。健診を受けることは、みなさまの健康づくりに役立つだけでなく、保険料率の引き下げにもつながります。ぜひ受診しましょう!

*インセンティブ制度の詳細は、協会けんぽのホームページをご覧ください。



協会けんぽの出張窓口終了のお知らせ

横浜中年金事務所・川崎年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、令和3年5月14日(金)をもって終了いたします。窓口をご利用のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

